

課税標準の特例の適用リスト抜粋

適用条項	特例対象施設など	課税標準の軽減率
地方税法第349条の3第2項	ガス事業用資産	最初の5年間：3分の1 次の5年間：3分の2
地方税法第349条の3第5項	内航船舶	2分の1
地方税法附則第15条第2項第1号	汚水または廃液の処理施設	2分の1 (わがまち特例)
地方税法附則第15条第2項第2号	ごみ処理施設	2分の1
地方税法附則第15条第2項第3号	一般廃棄物の最終処分場	3分の2
地方税法附則第15条第2項第4号	イ．廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設 ロ．上記以外の産業廃棄物処理施設	イ：2分の1 ロ：3分の1
地方税法附則第15条第2項第5号	下水道法による公共下水道の利用者が設置した除害施設	10分の7 (わがまち特例)
地方税法附則第15条第25項第1号イ	再生可能エネルギー発電設備（自家消費型）1,000kw未満	最初の3年間：3分の2 (わがまち特例)
地方税法附則第15条第25項第3号イ	再生可能エネルギー発電設備（自家消費型）1,000kw以上	最初の3年間：4分の3 (わがまち特例)
旧地方税法附則第15条第32項	特定事業所内保育施設	R6.3.31取得分まで 2分の1 (わがまち特例)
旧地方税法附則第64条	先端設備等	R5.3.31取得分まで 最初の3年間：免除 (わがまち特例)
旧地方税法附則第15条第44項	先端設備等	R5.4.1～R7.3.31 最初の3年間：2分の1
旧地方税法附則第15条第44項 ※賃上げ表明をした場合	先端設備等	R5.4.1～R6.3.31 最初の5年間：3分の1 R6.4.1～R7.3.31 最初の4年間：3分の1
地方税法附則第15条第43項 ※1.5%以上の賃上げ表明の場合	先端設備等	R7.4.1以降取得分 最初の3年間：2分の1
地方税法附則第15条第43項 ※3%以上の賃上げ表明の場合	先端設備等	R7.4.1以降取得分 最初の5年間：4分の1
地方税法第349条の3第27項	家庭的保育事業用資産	2分の1 (わがまち特例)
地方税法第349条の3第28項	居宅訪問型保育事業用資産	2分の1 (わがまち特例)
地方税法第349条の3第29項	事業所内保育事業用資産	2分の1 (わがまち特例)